

付 議 第 1 号

指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則議案

指導を要する教職員の取扱いに関する規則（令和20年高知県教育委員会規則第6号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 月 日

高知県教育長 今城 純子

高知県教育委員会規則第 号

指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

指導を要する教職員の取扱いに関する規則（平成20年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「教育長が認める」を「県教育委員会が認める」に、「中断する」を「中止する」に改め、同項後段を削り、同条第6項を削り、同条第7項中「第5項」を「前項」に、「中断し、又は再開する」を「中止する」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項を同条第7項とし、同条の次に次の1条を加える。

（改善研修の中止後の措置）

第5条の2 前条第5項の規定により改善研修を中止した場合であって、当該改善研修の中止の原因となった事由がなくなると認めるときは、第4条の規定にかかわらず、県教育委員会は、当該中止した改善研修の対象であった教職員について、指導を要する教職員の認定を行うことができる。この場合において、県教育委員会は、指導を要する教職員の認定を行ったときは、書面により当該教職員の所属する県立学校の校長又は当該教職員が所属する市町村立学校等を設置する市町村の教育委員会（以下「所属機関」という。）及び当該認定に係る教職員に通知しなければならない。

- 2 前項の規定により指導を要する教職員の認定を行うに当たっては、同項の改善研修の中止の原因となった事由が精神疾患その他の疾病又はそのおそれがあることに起因するものであったときは、教育長が指定する医師の意見を聴かなければならない。
- 3 県教育委員会は、第1項の規定により指導を要する教職員の認定を行ったときは、前条第1項の規定にかかわらず、当該指導を要する教職員に対し、改めて改善研修を行うものとする。
- 4 前項の規定による改善研修の実施については、前条第2項から第6項までの規定を準用する。この場合において、同条第2項中「申請者」とあるのは「所属機関」と、同条第3項中「期間は」とあるのは「期間（第5項の規定により中止された改善研修の期間のうち当該中止されるまでの間研修が実施された期間を含む。以下この項において同じ。）は」と、同条第6項中「申請者」とあるのは「所属機関」とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、第3項の規定による改善研修の

実施に関して必要な事項は、教育長が定める。

第6条第1項中「改善研修の終了時において」を「改善研修を終了するとき又は第5条第5項の規定により改善研修を中止するときは」に、「以下同じ」を「以下「改善の程度の認定」という」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「前項の認定（以下「改善の程度の認定」という。）」を「改善の程度の認定」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 改善の程度の認定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるところによるものとする。

(1) 改善研修を終了する場合

ア 課題が校務に支障がない状態まで改善したと認められる程度であること。

イ 課題の改善がなく、又はわずかであり、第5条第3項ただし書の規定に基づき期間を延長して改善研修を行ったとしてもアの程度までの改善が見込めない程度であること。

(2) 第5条第5項の規定により改善研修を中止する場合

ア 中止後、改めて研修を行えば、課題が校務に支障がない程度まで改善すると見込まれる程度であること。

イ 課題の改善がなく、又はわずかであり、改めて改善研修を行ったとしてもアの程度までの改善が見込めない程度であること。

第6条第4項ただし書を削り、同項第1号中「前項第1号」を「前項第1号ア又は第2号ア」に改め、同項第2号中「前項第2号」を「前項第1号イ又は第2号イ」に、「指導」を「改善研修の打切り及び指導」に改め、同項第3号を削り、同条第5項中「申請者」を「申請者又は所属機関」に改め、同条第6項を削る。

第7条第1項中「前条第4項第3号」を「前条第4項第2号」に改める。

第8条第2項中「申請者」を「申請者又は所属機関」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎指導を要する教職員の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

新 旧 対 照 表
新 旧

指導を要する教職員の取扱いに関する規則（抜粋）

指導を要する教職員の取扱いに関する規則（抜粋）

（改善研修）

（改善研修）

第5条 県教育委員会は、指導を要する教職員の認定を行ったときは、当該指導を要する教職員に対し、その能力、適性等に応じて、改善研修（教特法第25条第1項に規定する指導改善研修及び地教行法第47条の2第1項第2号の研修等必要な措置を含む。以下同じ。）を行わなければならない。

第5条 県教育委員会は、指導を要する教職員の認定を行ったときは、当該指導を要する教職員に対し、その能力、適性等に応じて、改善研修（教特法第25条第1項に規定する指導改善研修及び地教行法第47条の2第1項第2号の研修等必要な措置を含む。以下同じ。）を行わなければならない。

2～4 略

2～4 略

5 改善研修の期間中において、指導を要する教職員が、地方公務員法第28条第2項の規定に基づく休職、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）第14条に規定する病気休暇その他のやむを得ない事由により、長期にわたって当該改善研修を受けることができないと県教育委員会が認めるときは、当該改善研修を中止するものとする。

5 改善研修の期間中において、指導を要する教職員が、地方公務員法第28条第2項の規定に基づく休職、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）第14条に規定する病気休暇その他のやむを得ない事由により、長期にわたって当該改善研修を受けることができないと教育長が認めるときは、当該改善研修を中断するものとする。この場合において、教育長が適当であると認めるときは、当該改善研修を再開することができる。

6 教育長は、前項の規定により改善研修を中止するときは、書面により申請者及び当該指導を要する教職員に通知しなければなら

6 前項の規定に基づく改善研修の再開に当たっては、同項の規定による改善研修の中断の原因が精神疾患その他の疾病又はそのおそれがあることに起因するものであったときは、教育長が指定する医師の意見を聴かなければならない。

7 教育長は、第5項の規定により改善研修を中断し、又は再開するときは、書面により申請者及び当該指導を要する教職員に通知

ない。

7 前各項に定めるもののほか、改善研修に関し必要な事項は、教育長が定める。

(改善研修の中止後の措置)

第5条の2 前条第5項の規定により改善研修を中止した場合であつて、当該改善研修の中止の原因となつた事由がなくなつたと認めるときは、第4条の規定にかかわらず、県教育委員会は、当該中止した改善研修の対象であつた教職員について、指導を要する教職員の認定を行うことができる。この場合において、県教育委員会は、指導を要する教職員の認定を行ったときは、書面により当該教職員の所属する県立学校の校長又は当該教職員が所属する市町村立学校等を設置する市町村の教育委員会（以下「所属機関」という。）及び当該認定に係る教職員に通知しなければならない。

2 前項の規定により指導を要する教職員の認定を行うに当たっては、同項の改善研修の中止の原因となつた事由が精神疾患その他の疾病又はそのおそれがあることに起因するものであつたときは、教育長が指定する医師の意見を聴かななければならない。

3 県教育委員会は、第1項の規定により指導を要する教職員の認定を行ったときは、前条第1項の規定にかかわらず、当該指導を要する教職員に対し、改めて改善研修を行うものとする。

4 前項の規定による改善研修の実施については、前条第2項から第6項までの規定を準用する。この場合において、同条第2項中「申請者」とあるのは「所属機関」と、同条第3項中「期間は」とあるのは「期間（第5項の規定により中止された改善研修の期

しなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、改善研修に関し必要な事項は、教育長が定める。

間のうち当該中止されるまでの間研修が実施された期間を含む。
以下この項において同じ。）は」と、同条第6項中「申請者」と
あるのは「所属機関」とする。

5 前各項に定めるもののほか、第3項の規定による改善研修の実
施に関して必要な事項は、教育長が定める。

(改善の程度の認定等)

第6条 県教育委員会は、改善研修を終了するとき又は第5条第5
項の規定により改善研修を中止するときは、第12条に規定する高
知県教職員資質・指導力審査会の意見を聴いて、当該指導を要す
る教職員の改善の程度に関する認定（教特法第25条第4項の認定
を含む。以下「改善の程度の認定」という。）を行わなければなら
ない。

2 第3条第3項及び第4条第2項の規定は、改善の程度の認定
（第10条第3項第1号及び第11条第6項第1号に規定する場合を
含む。）について、準用する。

3 改善の程度の認定は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、そ
れぞれ当該各号に掲げるところによるものとする。

(1) 改善研修を終了する場合

ア 課題が校務に支障がない状態まで改善したと認められる程
度であること。

イ 課題の改善がなく、又はわずかであり、第5条第3項ただ
し書の規定に基づき期間を延長して改善研修を行ったとして

(改善の程度の認定等)

第6条 県教育委員会は、改善研修の終了時において、第12条に規
定する高知県教職員資質・指導力審査会の意見を聴いて、当該指
導を要する教職員の改善の程度に関する認定（教特法第25条第4
項の認定を含む。以下同じ。）を行わなければならない。ただ
し、前条第5項の規定により改善研修を中断した場合において、
県教育委員会が適当であると認めるときは、当該指導を要する教
職員の改善の程度に関する認定を行うことができる。

2 第3条第3項及び第4条第2項の規定は、前項の認定（以下
「改善の程度の認定」という。）（第10条第3項第1号及び第11
条第6項第1号に規定する場合を含む。）について、準用する。

3 改善の程度の認定は、次に掲げるものとする。

(1) 課題が校務に支障がない状態まで改善したと認められる程
度であること。

(2) 課題の改善は少ないが、引き続き改善研修を行うことによ
り前号の程度までの改善が見込める程度であること。

(3) 課題の改善がなく、又はわずかであり、引き続き改善研修
を行ったとしても第1号の程度までの改善が見込めない程度で

もアの程度までの改善が見込めない程度であること。

(2) 第5条第5項の規定により改善研修を中止する場合

ア 中止後、改めて研修を行えば、課題が校務に支障がない程度まで改善すると見込まれる程度であること。

イ 課題の改善がなく、又はわずかであり、改めて改善研修を行ったとしてもアの程度までの改善が見込めない程度であること。

4 県教育委員会は、改善の程度の認定に基づき、次のとおり決定を行うものとする。

(1) 前項第1号ア又は第2号アに掲げる改善の程度の認定にあつては、指導を要する教職員の認定の解除

(2) 前項第1号イ又は第2号イに掲げる改善の程度の認定にあつては、改善研修の打ち切り及び指導を要する教職員の認定の解除

5 県教育委員会は、前項の規定により決定を行ったとき（第10条第3項第1号及び第11条第6項第1号に規定する場合を含む。）は、書面により申請者又は所属機関及び当該決定に係る指導を要する教職員に通知しなければならない。

あること。

4 県教育委員会は、改善の程度の認定に基づき、次のとおり決定を行うものとする。ただし、第1項ただし書の規定に基づき行った改善の程度の認定が前項第2号に掲げるものである場合において、県教育委員会が適当であると認めるときは、第1号に掲げる決定を行うことができる。

(1) 前項第1号に掲げる改善の程度の認定にあつては、指導を要する教職員の認定の解除

(2) 前項第2号に掲げる改善の程度の認定にあつては、指導を要する教職員の認定の継続

(3) 前項第3号に掲げる改善の程度の認定にあつては、改善研修の打ち切り及び指導を要する教職員の認定の解除

5 県教育委員会は、前項の規定により決定を行ったとき（第10条第3項第1号及び第11条第6項第1号に規定する場合を含む。）は、書面により申請者及び当該決定に係る指導を要する教職員に通知しなければならない。

6 第4項ただし書の規定に基づき同項第1号に掲げる決定が行われた教職員について第3条及び第4条の規定を適用する場合は、

(改善研修の打切り及び指導を要する教職員の認定の解除の決定後の措置)

第7条 県教育委員会は、前条第4項第2号に掲げる決定が行われた教職員について、次の各号に掲げるいずれかの措置をとることができる。

(1)～(3) 略

2～3 略

(実証研修)

第8条 県教育委員会は、前条第2項の規定による検討のため必要があると認めるときは、県教育委員会の任命に係る県又は市町村の常時勤務を要する職（指導主事並びに校長、教員、実習助手及び寄宿舎指導員の職を除く。次条及び第10条において同じ。）への採用又は転任を希望した教職員に対し、当該常時勤務を要する職に係る適性、知識等に関する資料（次条及び第10条第3項において「資料」という。）を得るための研修（以下「実証研修」という。）を行うことができる。

2 県教育委員会は、実証研修を行うときは、その実施について、書面により申請者又は所属機関及び当該教職員に通知しなければならない。

これらの規定中「県教育委員会」とあるのは、「高知県教育長」とする。

(改善研修の打切り及び指導を要する教職員の認定の解除の決定後の措置)

第7条 県教育委員会は、前条第4項第3号に掲げる決定が行われた教職員について、次の各号に掲げるいずれかの措置をとることができる。

(1)～(3) 略

2～3 略

(実証研修)

第8条 県教育委員会は、前条第2項の規定による検討のため必要があると認めるときは、県教育委員会の任命に係る県又は市町村の常時勤務を要する職（指導主事並びに校長、教員、実習助手及び寄宿舎指導員の職を除く。次条及び第10条において同じ。）への採用又は転任を希望した教職員に対し、当該常時勤務を要する職に係る適性、知識等に関する資料（次条及び第10条第3項において「資料」という。）を得るための研修（以下「実証研修」という。）を行うことができる。

2 県教育委員会は、実証研修を行うときは、その実施について、書面により申請者及び当該教職員に通知しなければならない。

改正概要・背景

- 従前より、「教育公務員特例法」等に基づき、児童生徒への指導が不適切と認定された教員に対しては、その指導を改善するための研修（指導改善研修）を行うこととされている。本県では、この指導改善研修の実施について、「指導を要する教職員の取扱いに関する規則」を定め、対象者の認定や改善の程度の認定を行うこととしている。
- このたび、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（いわゆる「給特法」）の改正により、指導が不適切と認定された教員に対しては、指導改善研修によってその指導に改善がなされかどうかの認定を受けるまでの間、教職調整額を支給しないこととされた。
- これを受け、文部科学省において「指導が不適切な教員に対する人事管理のガイドライン」が改訂されたところ、同ガイドラインをもとに制定している本規則について、当該改訂に沿って所要の改正を行うこととするもの。

主な改正内容

- 指導が不適切な教員としての認定から、改善がなされたかどうかの認定（改善の程度の認定）までの期間が教職調整額の不支給措置期間となることから、これらの認定の取扱いを一層明確化する必要があるもの。

《主な改正内容》

※いずれも規則第5条及び第6条関係

- ① 指導改善研修は原則として1年以内を期間として実施することとされており、これを延長する必要がある場合は、通算して2年間を超えない範囲で行うことができる。現行規則では、延長に当たって、一度「改善の程度の認定」を行うこととされているが、認定を経ないことに改める。
- ② 病気休暇等により研修継続が困難な場合は、研修を中止し、中止すべき事由がなくなった段階で改めて実施することとなるが、この研修の中止・再実施に当たっても、それぞれ認定を行わなければならないこととする。

《イメージ図》

